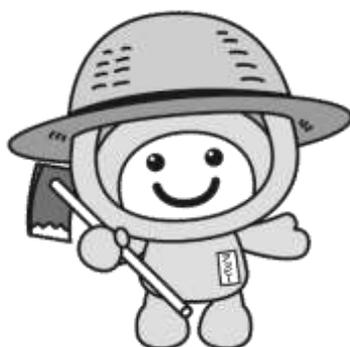


# 第1章 上尾市の農業の成り立ち





## I 上尾市の概要

### (1) 位置

上尾市は埼玉県南東部の南緯 35 度 58 分、東経 139 度 35 分に位置し、東西 10.48 km、南北 9.32 km に広がり、45.51 km<sup>2</sup>の面積を有しています。

また、首都東京から約 35 km の距離に位置し、東は伊奈町と蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市に隣接しています。

### (2) 地形及び地質

上尾市は、埼玉県の南東部に位置しており、荒川や古利根川によってつくられた大宮台地の中心部に位置するため、中央部は起伏が少なく平坦な地形であり、西境には荒川、東境には綾瀬川・原市沼川が流れ、これらの河川に向かって傾斜しています。また、中心部には鴨川・芝川が平行して流れています。海拔は概ね 17 m で最も高い場所で 20 m、低い場所で 9 m です。

地質はイモ類の栽培に適した関東ローム層とよばれる赤土の洪積層で覆われています。大宮台地は、表土、関東ローム層、砂層からなっており、更に、関東ローム層は大里ローム層、立川ローム層、武蔵野ローム層、下末吉ローム層からなっています。

また、大里ローム層は浅間山、立川ローム層は箱根山、武蔵野ローム層と下末吉ローム層は、富士山の噴火による火山灰であり、大里ローム層と立川ローム層の間には黒色帯があります。この黒色帯は、火山灰があまり降らなかった時期の表土（古土壌）です。

さらに、その下層は数万年前に東京湾が徐々に退いた後に、流れ込んだ河川が運んだ砂の層により形成されています。

### (3) 気候

上尾市の気候は、夏は暑く湿潤であり冬は快晴が続き、降水量が比較的少ない、一年を通じて穏やかで過ごしやすい気候です。

令和 2 年の平均気温は 16.2 度、最高気温は 39.8 度、最低気温は -3.8 度であり、年間降水量は 1142.5 mm となっています。



## (4) 沿革

上尾市の街並形成の始まりは、江戸時代にいわゆる五街道が整備され、宿駅制度が確立されてからと考えられます。

江戸時代、上尾宿は中山道の宿場町として栄え、また、西部の平方は江戸への物資運搬の河岸場として、東南部の原市は市場集落として栄えていました。そして、その他の周辺部は天領、旗本領、寺社領として治められ、畑作を中心とした純農耕地帯でした。

明治 16 年には、現在の J R 高崎線が開通するに伴って、いち早く上尾駅が開設され、中山道とともに今日までの発展の基礎になっています。

昭和 30 年 1 月 1 日に、上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の 3 町 3 村が合併し、新生上尾町となり、昭和 33 年 7 月 15 日に市制を施行して、県下 19 番目の市として上尾市が誕生しました。当時、人口は約 37,000 人でしたが、地理的条件の良さに国の高度経済成長も加わり、田園都市から工業都市、そして住宅都市へと変貌しました。

## (5) 交通

鉄道は、J R 高崎線と J R 宇都宮線が上尾市を通っているほか、昭和 59 年の東北、上越新幹線の開通に伴い、新交通システム・ニューシャトルの原市駅と沼南駅が開設され、昭和 63 年には J R 高崎線上尾駅と桶川駅の間に北上尾駅が新たに開設されました。

道路は、J R 高崎線と平行して国道 17 号線が縦貫し、市の南東部を国道 16 号線東大宮バイパスが通過しています。さらに、国道 17 号線上尾道路が平成 28 年 4 月 29 日に全面開通しました。

## (6) 土地利用面積

上尾市の地目別面積は、令和 2 年 1 月 1 日現在、宅地が最も多く、次いで畑となっています。

上尾市の総面積のうち、市街化区域は 2,521ha であり、市街化調整区域は 2,034ha となっています。また、用途地域のうち、第一種低層住居専用地域が最も多く、次いで第一種住居地域、第二種住居地域、第一種中高層住居専用地域となっています。

(単位：k m<sup>2</sup>) 各年 1 月 1 日現在

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
昭和 40 年	45.63	5.16	19.72	6.66	0.07	7.54	0.17	0.82	5.49
45	45.63	4.46	17.30	7.46	0.08	6.58	0.15	0.98	8.62
50	45.63	3.47	14.29	11.25	0.08	5.47	0.17	2.36	8.54
55	45.60	2.79	13.04	12.71	0.09	4.64	0.36	4.19	7.81
60	45.56	1.44	11.87	13.27	0.05	3.56	0.33	5.16	9.92
平成 2 年	45.55	1.31	11.24	14.79	0.01	3.17	0.33	5.79	8.92
7	45.55	1.11	10.40	15.82	0.01	2.63	0.24	6.59	8.75
12	45.55	0.82	9.59	17.02	0.01	2.22	0.27	—	15.62
17	45.55	0.66	8.74	17.56	0.01	1.84	0.12	—	16.62
22	45.55	0.63	8.29	17.3	0.01	1.5	0.08	—	17.74
27	45.51	0.61	7.84	18.8	0.01	1.45	0.09	—	16.71
令和 2 年	45.51	0.60	7.41	19.48	0.01	1.28	0.09	—	16.64

資料：資産税課

## (7) 人口・世帯数の推移

上尾市の人口は、平成4年に20万人を突破し、その後も継続して人口は増加してきました。令和2年10月1日現在229,265人であり、近年微増傾向にあります。

世帯数は令和2年10月1日現在103,355世帯、世帯人員は2.22人。世帯数の増加と世帯人員の減少が続いており、核家族化の進行や単身世帯の増加傾向がみられます。

(各年10月1日現在)

	世帯数	総人口	男	女	増加率 (%)
昭和40年	12,249	54,270	27,478	26,792	37.8
45	29,900	110,027	56,069	53,958	102.7
50	42,617	145,687	74,573	71,114	32.4
60	53,520	178,436	90,568	87,868	22.5
平成2年	61,804	195,176	98,913	96,263	9.4
7	70,784	207,743	105,397	102,346	6.4
12	77,893	215,311	108,464	106,847	3.6
17	85,706	222,954	111,823	111,131	3.5
22	92,104	227,074	113,610	113,464	1.8
27	97,080	228,109	113,478	114,631	0.5
令和2年	103,355	229,265	113,685	115,580	0.5

## (8) 産業別就業人口割合の推移

上尾市は、かつては東京に麦や野菜を供給する農村地帯でしたが、首都東京から35km圏内で、交通の利便性が良いことや工場誘致条例などにより、昭和30年代に大規模な工場が進出してきて、第1次産業に従事する人は減少し、第2次及び第3次産業に従事する人が急激に増加してきました。しかし、平成に入り市内の大規模な工場の撤退や日本の産業構造の変化に伴い、第2次産業の従事者も減少傾向にあります。

単位：人

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和40年	4,653	13,387	9,359
45	3,754	25,222	22,855
50	2,469	28,462	30,893
55	2,057	30,726	39,535
60	1,968	32,424	48,562
平成2年	1,664	36,240	60,632
7	1,497	35,464	70,785
12	1,207	32,071	73,215
17	1,221	28,010	77,885
22	938	24,346	76,568
27	877	23,989	78,036
令和2年	769	22,423	80,556

資料：国勢調査

## (9) 商工業

### ① 商業の推移

上尾市の中心市街地は、上尾駅東口では、歴史ある中山道沿道の商店を中心として発展し、上尾駅西口は、先進的な商店街モデルとして開発されるなど、人口の増加とともににぎわいを増してきました。

近年では、市内および本市近郊に郊外型ショッピングセンターの出店が相次ぎ、購買力の流出の影響で、中心市街地における消費の減少傾向が見受けられます。

	商店数			従業員数 (人)			年間商品販売額 (千万円)		
	合計	卸売	小売	合計	卸売	小売	合計	卸売	小売
51	1,471	251	1,220	6,667	2,066	4,601	12,456	7,297	5,159
54	1,619	305	1,314	7,729	2,452	5,277	19,744	11,841	7,903
57	1,767	342	1,425	9,182	3,090	6,092	27,116	17,030	10,086
60	1,763	342	1,421	10,344	3,068	7,276	32,379	18,715	13,664
63	1,875	403	1,472	12,111	3,839	8,272	44,017	28,491	15,526
平成3年	1,818	398	1,420	14,361	4,356	10,005	59,668	38,220	21,448
6	1,746	381	1,365	13,237	4,302	8,935	68,880	50,095	18,785
9	1,711	383	1,328	14,336	4,550	9,786	69,660	44,846	24,814
11	1,672	412	1,260	14,721	4,320	10,401	62,210	43,122	19,088
14	1,580	371	1,209	17,000	3,838	13,162	53,658	26,829	26,829
16	1,475	349	1,126	14,725	3,379	11,346	58,821	29,492	29,329
19	1,402	297	1,105	13,422	3,005	10,417	55,492	27,775	27,717
24	999	229	770	11,022	2,053	8,969	42,988	21,565	21,423
26	1,079	223	856	12,703	2,664	10,039	46,831	20,558	26,273
28	1,159	258	901	13,320	2,825	10,495	50,436	26,049	243,87

資料：商業統計調査、経済センサス-活動調査

### ② 工業の推移

上尾市は、埼玉県内でも有数の工場集積地を有しており、平成16年から令和元年の間の県内における製造品出荷額などをみると、景気動向の影響を受けながらも、常に上位に位置しています。

	工場数	従業員数 (人)	年間製造品出荷 額等 (千万円)	対前年比 (%)		
				工場数	従業者数	出荷額等
平成16年	346	11,579	45,742	94.0	97.1	104.0
17	364	11,661	53,972	105.2	100.7	118.0
18	339	11,532	56,382	93.1	98.9	104.5
19	320	12,127	55,203	94.4	105.2	97.9
20	328	11,743	53,299	102.5	96.8	96.6
21	274	10,557	31,036	83.5	89.9	58.2
22	270	10,813	39,077	98.5	102.4	125.9
23	272	10,984	38,308	100.7	101.6	98.0
24	241	11,142	38,700	88.6	101.4	101.0
25	237	11,619	35,774	98.3	104.3	92.4
26	229	11,340	41,680	96.6	97.6	116.5
28	212	10,026	34,503	92.6	88.4	82.8
29	218	10,015	48,834	102.8	99.9	141.5
30	209	10,216	47,515	95.6	102.0	97.3
令和元年	202	10,003	43,612	96.7	97.9	91.8

注：従業員数4人以上の事業所の集計結果による。 資料：工業統計調査、経済センサス-活動調査

## Ⅱ 上尾市の農業の概要

### (1) 上尾市の農業の特色

上尾市は、首都東京から約 35 k m 圏内にあり、埼玉県の南東部に位置しており、市の面積は、45.51k m<sup>2</sup>です。

その約 25 k m<sup>2</sup>が市街化区域、約 20 k m<sup>2</sup>が市街化調整区域となっており、調整区域のうち、約 13 k m<sup>2</sup>が農業振興地域に指定されています。

土地利用は、J R 高崎線や国道 17 号線を軸として東西方向に市街地が拡大し、その外側に農用地などが分布する形態となっております。

上尾市における農業の経営は、近年の急激な都市化の進展や社会情勢の変化に伴い、農家人口の減少、農業従事者の高齢化、農業後継者不足、農地減少等により、大変厳しい状況におかれています。

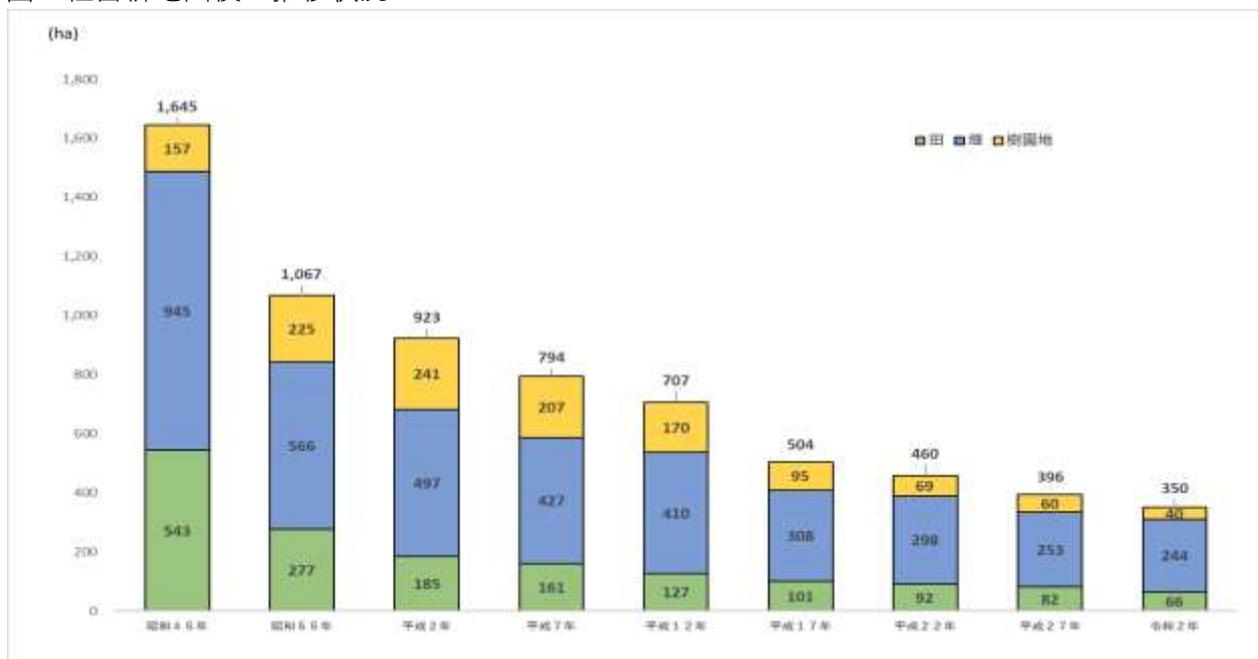
このような厳しい状況ではありますが、上尾市としては、都市近郊の立地条件を生かした農業の振興を図るため、早くから農産物直売所の開設を積極的に支援し、市内の農家の顔が消費者に見える形で、新鮮な野菜・花卉・果実等を対面販売により提供して、地産地消に取り組んでいます。



## (2) 農地（経営耕地面積割合）の推移

上尾市は東京圏に位置し、交通の便にも恵まれていることから、都市化の進展に伴う宅地・道路等への転用により、農地の減少が著しい状況となっています。昭和45年と令和2年の耕地面積を比較すると約79%減少しており、なお減少傾向にあります。

図 経営耕地面積の推移状況



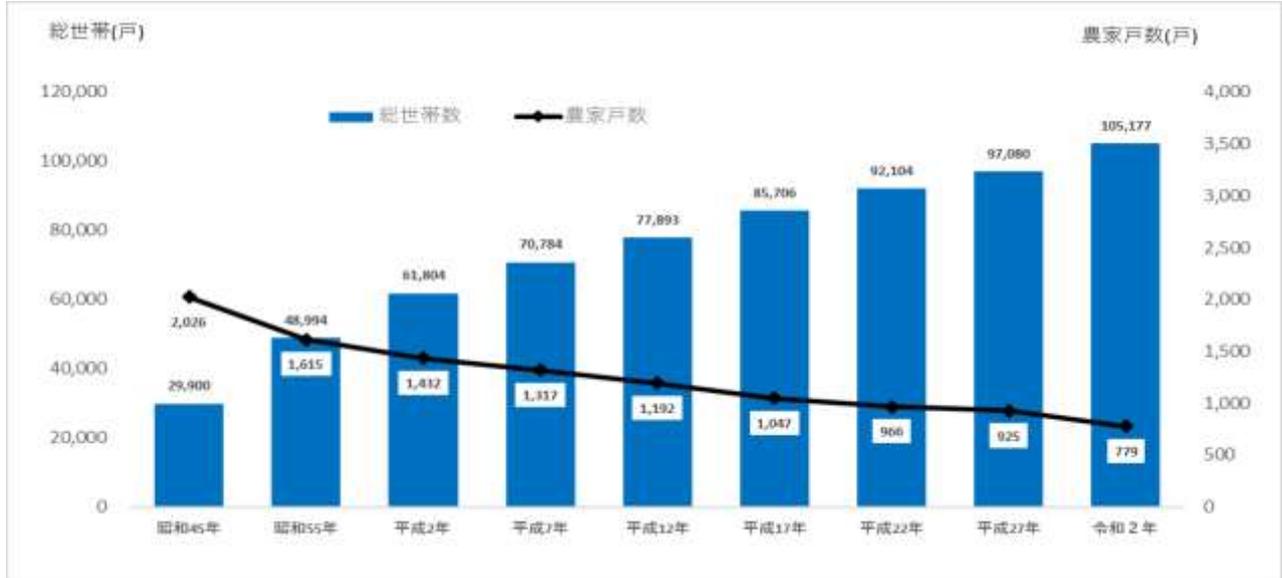
出典：農林業センサス

※昭和45年～平成12年は総農家からの面積 ※平成17年～令和2年は農業経営体の経営耕地面積

### (3) 農家数と農家人口

上尾市は総世帯数が年々増加する中、農家戸数は減少の一途をたどっています。農家戸数については、昭和45年には2,026戸でしたが、令和2年には779戸と減少しています。

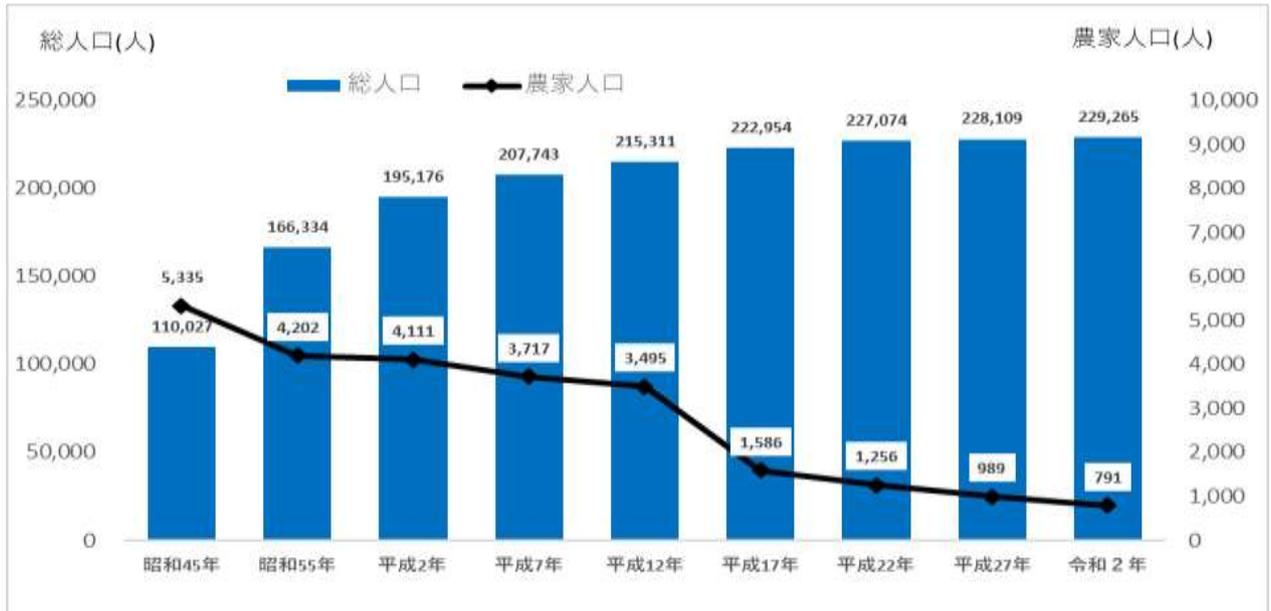
図 農家戸数



出典：農林業センサス

また、農家人口についても、昭和45年には5,335人、令和2年には791人と減少しており、総人口の増加と反比例して、農家人口は減少しています。

図 農家人口

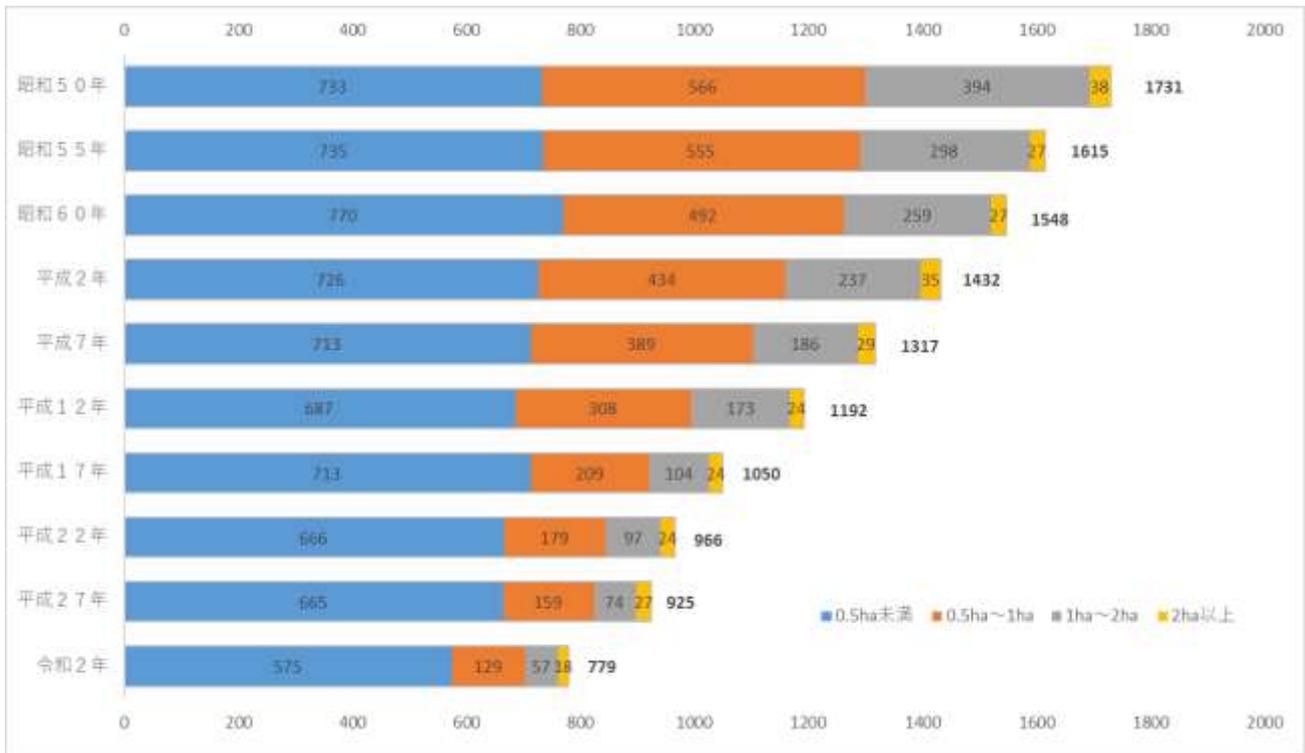


出典：農林業センサス

#### (4) 経営耕地規模別農家戸数

経営規模別にみると、0.5 h a 以上 2 h a 未満の農家戸数が大幅に減少しています。農業従事者の高齢化、農業後継者の不足、耕地面積の減少等の影響を受け、今後も農家の減少は続くと考えられます。

図 経営耕地規模別農家戸数

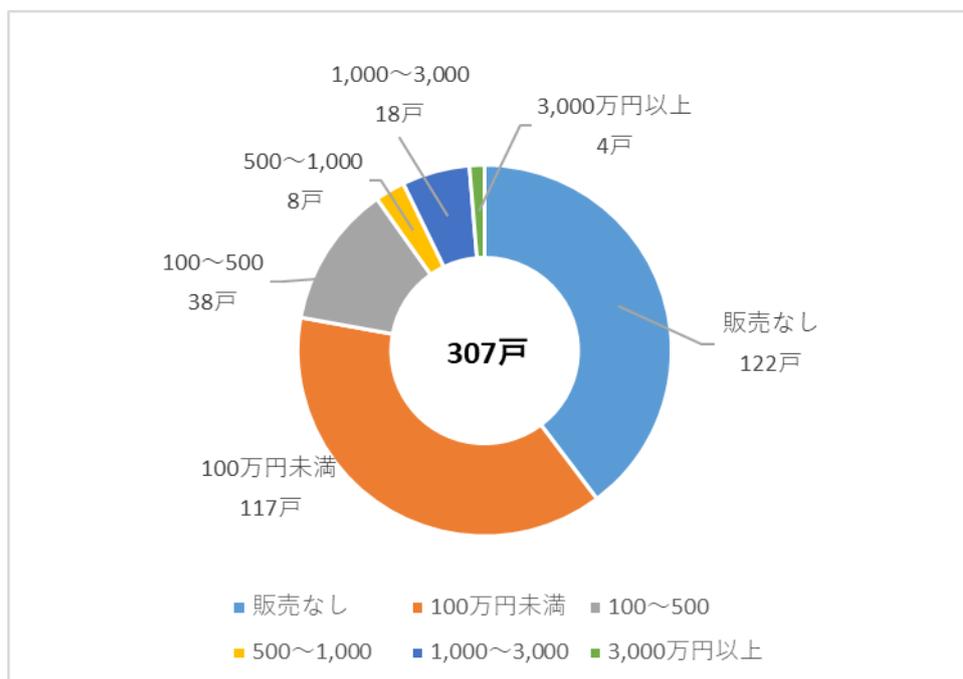


出典：農林業センサス

※自給的農家については、0.5 h a 未満として合計しています。

## (5) 販売金額規模別農家数

図 販売金額規模別農家数

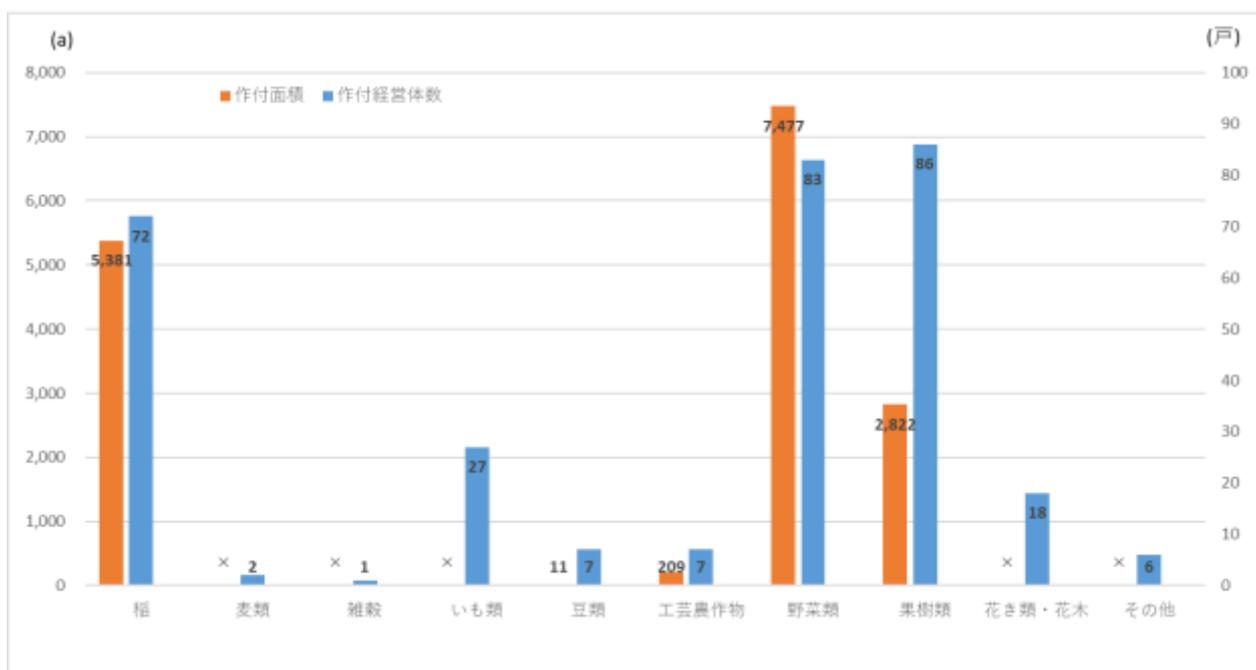


※販売農家に限る

出典：農林業センサス

## (6) 販売目的の作物の類別作付（栽培）面積及び経営体数

図 販売目的の作付の類別作付（栽培）面積及び経営体数



出典：農林業センサス

※販売農家に限る

※「×」は非公開数値

## (7) 主要な農作物の概要と作付面積と収穫量の推移

### ① 水稲

土地改良事業が行われた平方地区西部の荒川堤外の地域、大石地区北部の藤波・中分地域、上平地区の芝川・原市沼川地域では、ほ場の整備により水田の集約化が進み、大型機械の導入により、コシヒカリや彩のかがやき等の作付が行われています。

また、それ以外の地区では、道路が狭隘なことや排水設備の未整備・都市化の波を受け、年々ほ場の減少が進んでいます。

図 水稲の作付面積及び生産量

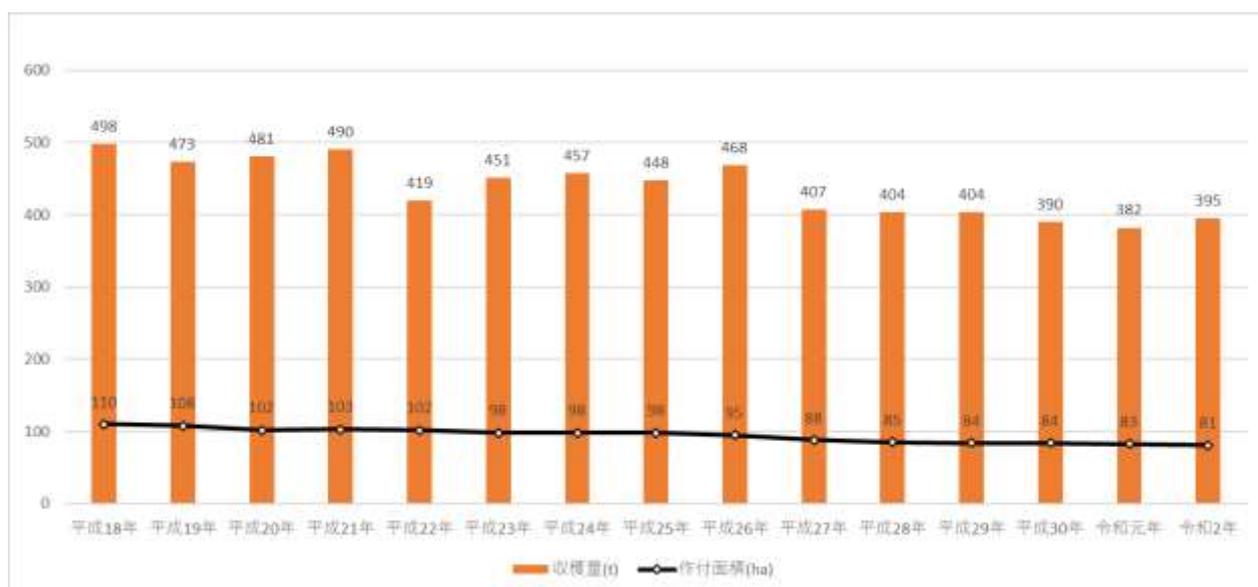


表 水稲の作付面積、生産量及び10a当たりの収量

年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	単位
作付面積(ha)	110	108	102	103	102	98	98	98	95	88	85	84	84	83	81	ha
収穫量(t)	498	473	481	490	419	451	457	448	468	407	404	404	390	382	395	t
10aあたりの収量	453	438	472	476	411	460	466	457	493	463	475	481	464	460	488	kg

出典：埼玉農林水産統計年報（～平成27年）、関東農林水産統計年報（平成28年～）

## ② 麦

上尾市はかつて麦の産地で、昭和 40 年頃には市内の至るところで麦踏みをする光景が見られ、冬の風物詩でした。しかし、農家の生産規模が小さいため大型機械導入による省力化が難しく、降雨災害等による作柄変動も大きいことから生産は不安定でした。更に、輸入品に押され価格の低迷が続いており、作物としての魅力が薄らいでしまっていることから、商品性の高い野菜への転換が進み、作付面積は減少しています。

## ③ 野菜類

上尾市の野菜の生産は首都圏の供給地として歴史は古く、戦後の食糧難時代には重要な役割を担っていましたが、現在では都市化が進み作付面積・収穫量も年々減少しています。

近年では施設資材を用いた近代的な施設園芸が導入され、より高い技術力と効率的な農地利用により、立地条件を生かした新鮮な野菜が生産されています。

## ④ 果樹

上尾市の果樹園芸は直売および観光農園が中心で、カキ・キウイフルーツ・ブドウ・クリの収穫量は県内でも有数です。

また、梨については、埼玉ブランドの彩玉のうち、糖度 13 度以上・重量 500 g 以上の物を「黄金の雫」として上尾市・伊奈町独自のブランドとして販売しており、都内の高級果実店でも販売しています。

## ⑤ 花卉

上尾市の花卉園芸は、枝物類・露地切花類を主として発展してきましたが、消費者ニーズの変化および生産者の世代交代により、生産の主力は施設切花鉢物等へ移行しています。

しかし、現在でも枝物類は良品が生産されており本市花卉生産の重要な一部であることには変わりありません。

## ⑥ 畜産

上尾市の主な畜産は酪農ですが、都市化が進み畜舎周辺の開発や後継者不足の影響により、農家数・飼育頭数ともに減少しています。しかし、優良種畜の導入や防疫の徹底を図ることにより、良質な畜産物を安定して供給することに努めています。

## (8) 県内における上尾市の地位（県内63市町村中）

### ① 概要

令和2年のデータに基づく

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	上尾市
面積 (ha)	秩父市 57,783	さいたま市 21,743	飯能市 19,305	小鹿野町 17,126	熊谷市 15,982	深谷市 13,837	加須市 13,330	川越市 10,913	本庄市 8,969	久喜市 8,241	27位 4,551
人口 (千人)	さいたま市 1,314,145	川口市 607,105	川越市 353,301	越谷市 344,528	所沢市 344,233	草加市 249,645	春日部市 234,137	上尾市 228,779	熊谷市 196,829	新座市 165,727	8位 228,779
経営耕地面積 (ha)	加須市 4,840	熊谷市 4,462	深谷市 3,827	行田市 2,893	鴻巣市 2,488	羽生市 2,351	さいたま市 2,105	川越市 1,976	久喜市 1,902	春日部市 1,889	38位 350
田面積 (ha)	加須市 4,417	熊谷市 3,375	行田市 2,676	鴻巣市 1,862	久喜市 1,623	春日部市 1,606	羽生市 1,518	川越市 1,186	吉見市 1,164	深谷市 1,147	38位 66
普通畑面積 (ha)	深谷市 2,658	寄居町 1,078	熊谷市 1,053	さいたま市 897	本庄市 886	羽生市 831	所沢市 830	川越市 760	鴻巣市 603	狭山市 537	18位 244
樹園地面積 (ha)	東松山市 285	入間市 239	所沢市 162	さいたま市 146	日高市 69	狭山市 60	久喜市 55	秩父市 42	越生町 41	上尾市 40	10位 40
農家数 (軒)	さいたま市 2,998	川越市 2,314	熊谷市 2,134	川口市 1,644	行田市 1,618	秩父市 1,474	所沢市 1,419	飯能市 1,356	加須市 1,312	本庄市 1,253	17位 916

出典：農林業センサス

② 農業産出額

(単位：千万円) 令和元年のデータに基づく

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	上尾市
合計	深谷市 2,903	羽生市 1,128	さいたま市 1,083	本庄市 1,083	加須市 868	川越市 748	熊谷市 720	所沢市 607	上里町 457	鴻巣市 441	35位 128
米	加須市 533	行田市 227	久喜市 222	鴻巣市 220	熊谷市 217	羽生市 188	川越市 179	春日部市 176	さいたま市 154	幸手市 132	38位 9
いも類	三芳町 40	所沢市 36	さいたま市 27	川越市 17	深谷市 8	熊谷市・狭山市 7		新座市 6	鴻巣市 5	越谷市 5	22位 2
野菜	深谷市 1,786	さいたま市 782	本庄市 547	川越市 498	所沢市 490	熊谷市 368	狭山市 353	上里町 314	三芳町 232	加須市 165	21位 75
果実	東松山市 102	久喜市 36	白岡市 31	秩父市 25	神川町 24	蓮田市 19	上尾市 18	熊谷市 15	さいたま市・加須市・北本市 伊奈町・春日部市・越生町 14		7位 18
乳用牛	深谷市 149	本庄市 92	寄居町 87	秩父市 41	上里町 39	熊谷市 37	日高市 33	神川町 32	桶川市 30	上尾市 18	10位 18

※上尾市が1千万円以上のもののみ記載（非公表を除く）

(上尾市の農業産出額推移)

(千万円)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
合計	159	163	174	168	146	128
米	10	9	10	10	9	9
いも類	5	6	6	5	4	2
野菜	86	86	85	81	67	75
果実	22	23	34	33	29	18
花き	16	17	17	18	16	非公表
乳用牛	11	12	12	12	11	18



## 第2章 上尾市の農業施策



## I 農業経営基盤の確立

### (1) 農業振興地域制度

「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号、以下「農振法」という。）」は、総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されたものです。

農振法に基づき、国による農用地等の確保に関する基本指針の策定、県による農業振興地域整備基本方針の策定及び農業振興地域の指定が行われ、この農業振興地域のなかで実施すべき農業施策を市が農業振興地域整備計画にまとめます。

#### 上尾市の農業振興地域整備計画

埼玉県が昭和47年に農業振興地域を指定したことを受け、本市でも昭和48年に上尾市農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を策定しました。

整備計画は、主に今後の農業生産基盤の整備や担い手育成の方針・施策を定めた部分と、その施策を重点的に実施すべき農用地区域を定めた部分から成り立っています。

本市では、市北東部の上平地区、北西部の大石地区、南西部の平方地区の約770haの農地を当初の農用地区域に指定しました。

農業を取り巻く状況が年々変化するなかで、整備計画をよりよいものとするためにも、農振法に基づいて概ね5年ごとに農業振興地域内での基礎調査を実施し、随時、整備計画の全体見直しを行ってきました。

名	称：上尾市農業振興地域整備計画
指 定 年 月 日	：昭和47年12月29日
整備計画認可年月日	：昭和48年12月27日
整備計画変更年月日	：昭和55年 6月 3日
整備計画変更年月日	：昭和61年10月 8日
整備計画変更年月日	：平成15年 2月26日
整備計画変更年月日	：令和 4年 7月頃予定

## 上尾市の農業振興地域

本市の農業振興地域のなかで特に農業施策を重点的に実施すべき農用地区域は、施策の有効性を確保するためにも原則として農地転用が許可されていません。

しかし、農家のための住宅や周辺住民のための施設等の必要性の高いものに限っては、農用地区域からの除外を認めているものもあります。

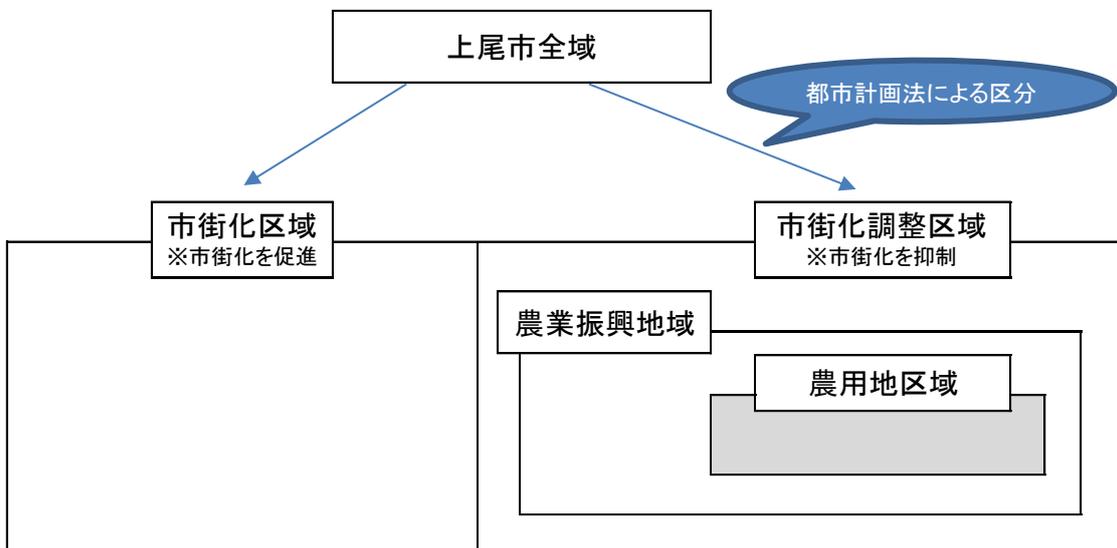
従って、上尾市の農業振興地域内農用地区域の面積は、整備計画の全体見直しや市民からの申出に基づいた除外により年々減少しています。

農業振興地域面積の内訳

単位：ha

	農業振興地域総面積	農用地区域				
		田	畑	樹園地	農業用施設	計
平成28年	1,366	98.55	385.70	74.9	2.01	561.16
平成29年	1,366	98.45	385.55	75	2.01	561.01
平成30年	1,366	98.45	385.29	75	2.01	560.75
令和元年	1,366	98.45	385.13	75	2.01	560.59
令和2年	1,366	98.45	384.55	75	2.01	560.01
令和3年	1,366	98.45	384.39	75	2.01	559.85

農業振興地域の概念図



## (2) 土地改良事業

上尾市では、これまでに農業振興地域内の農地を対象に基盤整備を実施し、大区画ほ場と良好な用排水施設を有する使いやすい農地の実現と、農村地域の生活環境の改善が図れるよう、土地改良事業に取り組んできました。

### ① 畑地帯総合土地改良事業（国庫補助事業：昭和 47 年度～平成元年度）

上尾市の北西部に位置する大石地区は、北に隣接する桶川市の川田谷地区との間に江川が流れその一帯は八手状に湿原が深く入り込んだ起伏の多い地形となっていました。そのため、道路は細く曲がりくねったものばかりで、農地への移動や農作業に支障をきたしていました。

そこで、生産基盤の整備と併せて生活環境の改善を図るための土地改良事業を実施しました。

事業主体：大石土地改良区

事業内容：事業面積 190ha

（田 35.1ha、畑 89.9ha、宅地 22.1ha、山林 24.2ha、その他 18.7ha）

道路 30,092m（幹線 6,476m、支線 23,616m）

農業用排水路 19,407m

揚水機場 4 か所

地区名：大石地区

事業費：1,490,000,000 円（うち補助金 820,000,000 円）

### ② 畑地帯総合土地改良事業（国庫補助事業：昭和 48 年度～63 年度）

上尾市の北東部に位置する上平東部地区は、排水が極めて悪く農業生産に支障をきたしていました。

そこで、生産基盤の整備と改良を図るための土地改良事業を実施しました。

事業主体：上平東部土地改良区

事業内容：事業面積 118.6ha

（田 10.1ha、畑 58.5ha、宅地 15.9ha、山林 19.5ha、その他 1.1ha）

道路 19,400m

農業用排水路 10,832m

揚水機場 2 か所

地区名：上平東部地区

事業費：750,000,000 円（うち補助金 337,500,000 円）

③ 小規模排水対策特別事業（国庫補助事業：昭和 54 年度～55 年度）

上尾市の北東部に位置する菅谷地区は、排水が悪く農地が常に湿潤状態であるため、水稻栽培しかできない土地でした。

そこで、水田の畑地化と作物転換による農業所得の増大と農業経営の合理化を図るため、上尾市議会の議決を経て暗渠排水工事を市営土地改良事業として実施しました。

事業主体：上尾市

事業内容：受益面積 12ha

暗渠排水 12ha（集水渠 2,180m、吸水渠 9,820m）

地区名：大字菅谷地区

事業費：13,416,000 円（うち補助金 8,188,000 円）

④ 畔吉本村土地改良事業（県費補助事業：昭和 63 年度～平成 3 年度）

上尾市の西部に位置する畔吉本村地区は、一帯に葦原や雑木林が広がり、道路は狭隘で非常に不便な土地でした。

そこで、田畑への転換により土地の高度利用を図るための土地改良事業を実施しました。

事業主体：畔吉本村土地改良区

事業内容：事業面積 13.8ha

（畑 9ha、宅地 1.3ha、山林 0.8ha、その他 1.1ha）

道路 2,050m

農業用排水路 929m

地区名：畔吉本村地区

事業費：247,000,000 円（うち補助金 111,150,000 円）

⑤ 土地改良施設維持管理適正化事業（国庫補助事業：平成3年度～）

全国土地改良団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金を利用して、土地改良施設の定期的な整備補修を実施することで、施設管理者の管理意識の高揚を図るとともに、施設の機能の維持と耐用年数の確保を図っています。

事業主体：平方土地改良区

事業内容：揚水機場 1 箇所 平成 4 年度施工（16 期）

事業費 5,000,000 円（うち補助金 3,000,000 円）

揚水機場 1 箇所 平成 17 年度施工（29 期）

事業費 6,531,000 円（うち補助金 3,300,000 円）

事業主体：上尾市

事業内容：大石第二水利組合揚水機 1 基 平成 7 年度施工（19 期）

事業費 7,000,000 円（うち補助金 4,200,000 円）

大石中部鴨川水利組合揚水機 1 基 平成 8 年度施工（20 期）

事業費 4,000,000 円（うち補助金 2,400,000 円）

大石第三水利組合揚水機 1 基 平成 8 年度施工（20 期）

事業費 5,000,000 円（うち補助金 3,000,000 円）

大石中部鴨川水利組合用水路 2 路線 平成 13 年度施工（22 期）

事業費 4,000,000 円（うち補助金 2,400,000 円）

大石第一水利組合揚水機 1 基 平成 21 年度施工（33 期）

事業費 4,000,000 円（うち補助金 2,700,000 円）

⑥ 団体営土地改良総合整備事業（国庫補助事業：平成4年度～6年度）

上尾市の北西部に位置する大石地区は、昭和 47 年度より畑地帯総合土地改良事業により整備を行いました。地区内の用水路が土水路であったために用水の供給が安定しませんでした。また、高台の畑地帯等からの浸透水が多く、ほ場の乾田化が進まず営農に支障をきたしていました。

そこで、用水路と暗渠排水の整備により農地の高度利用と農業経営の安定化を図るため、上尾市議会の議決を経て市営土地改良事業を実施しました。

事業主体：上尾市

事業内容：受益面積 19.4ha

暗渠排水 10ha

農業用排水路（用水路 5,769m、ドレーン 5,873m）

地区名：大石地区

事業費：180,000,000 円（うち補助金 117,000,000 円）

⑦ 農村総合整備事業（集落環境型）（国・県費補助事業：平成8年度～18年度）

上尾市の南西部に位置する平方領々家地区は、不整形で狭小な農地が多く、狭隘な道路ばかりで排水にも支障をきたす地域でした。

そこで、生産基盤の整備と生活環境の改善により、都市住民と農村地域の交流を促進し、地域の活性化を図るための土地改良事業を実施しました。

事業主体：上尾市（農業生産・生活環境・交流の基盤整備※ほ場整備換地除く）

平方領々家土地改良区（農業生産基盤整備※ほ場整備）

事業内容：農業生産基盤（ほ場整備 9.3ha、農道 925m）

生活環境基盤（農業集落道 1,577m、農業集落排水 2,242m）

交流基盤（コミュニティ施設 209.8 m<sup>2</sup>）

地区名：平方領々家地区

事業費：1,172,000,000 円（うち補助金 743,100,000 円）

⑧ 農村総合整備事業（高福祉型）（国・県費補助事業：平成8年度～16年度）

農村地域では、農業以外の職に就く若者が増えたことで若年層の都市への流出が進み、農家の兼業化や担い手の高齢化が進行しました。このような状況の中で、農村地域の高齢化は都市部と比べて高い割合で推移しており、高齢化社会の到来に向けて、社会的弱者にも配慮して農村地域の整備を行うことが急務となりました。

そこで、農村地域居住者全体の生活環境を総合的に改善することを目的に、農業生産者だけでなく、高齢者や障害者に配慮した環境整備を実施しました。

事業主体：上尾市

事業内容：農業生産基盤（農業用排水路 1,059m）

生活環境基盤（ゆったり集落道 6,635m、集落道 2,259m、集落排水 442m、

集落緑化 3 か所 8,900 m<sup>2</sup>、集落水辺環境整備 9,917 m<sup>2</sup>）

交流基盤（用地整備 7,758 m<sup>2</sup>）

地区名：藤波・中分地区

事業費：1,504,676,000 円（うち補助金 1,001,960,000 円）

### (3) 農道・用排水路の整備

農村地域にある農道や農業用排水路は、もともと農業経営の利便性を図るために整備されたものですが、農村地域の混住化が進んだことで、一般住民の方々にとっても生活に欠かすことのできない施設となりました。

そこで、農業上の土地利用だけでなく地域住民の生活にも配慮して農村地域の環境整備に取り組んでいます。

#### ① かんがい排水（安全施設）事業（県費補助事業：平成6年度～7年度）

本箇所は、道路と水路が平行し、排水路は蓋掛けされていない開渠となっていて歩行者にとって危険がありました。また、付近の小・中学校の通学路に指定されている道路もあったため、児童・生徒の安全確保のための整備を実施しました。

事業主体：上尾市

事業内容：工事延長 659.2m（歩車道境界ブロック 659.2m、集水柵 17 か所）

地区名：菅谷一丁、平塚一丁目

事業費：57,100,000 円（うち補助金 25,695,000 円）

#### ② 緑の通学路整備事業（県費補助事業：平成8年度）

本箇所は、道路と水路が平行し、排水路は蓋掛けされていない開渠となっていて歩行者に危険がありました。また、付近の小学校の通学路に指定されている道路もあったため、児童の安全確保のための整備を実施しました。

事業主体：上尾市

事業内容：北中地・新田地区（菅谷二、三、四丁目）

工事延長 452.2m

（歩車道境界ブロック 435.5m、側溝 195.7m、集水柵 22 か所）

上組地区（菅谷五、六丁目）

工事延長 191.5m

（歩車道境界ブロック 185.9m、側溝 484.5m、集水柵 12 か所）

上平塚地区（平塚一丁目）

工事延長 363.4m

（歩車道境界ブロック 185.9m、側溝 342m、集水柵 15 か所）

事業費：95,000,000 円（うち補助金 25,695,000 円）

③ ふるさと集落環境整備事業（県費補助事業：平成8年度～9年度）

本箇所は、地区の集会施設沿いの道路で、付近の小学校の通学路に指定されているだけでなく、近年は地区外の車両の通過道路になっていました。

しかし、道路の舗装幅員が狭いため非常に危険な道路でした。

そこで、児童の安全確保のための整備を実施しました。

事業主体：上尾市

事業内容：工事延長 571.6m

（歩車道境界ブロック 571.6m、側溝 500.7 m<sup>2</sup>、集水柵16か所）

地区名：須ヶ谷二、三丁目

事業費：53,000,000 円（うち補助金 26,500,000 円）

④ かんがい排水事業（県費補助事業：平成10年度）

本箇所は、土側溝のため排水が悪く耕作に支障をきたしていました。

そこで、農業生産性の向上を図るための整備を実施しました。

事業主体：上尾市

事業内容：工事延長 189m（側溝 356.2m、集水柵 5 か所）

地区名：須ヶ谷三丁目

事業費：8,347,500 円（3,255,000 円）

⑤ かんがい排水（安全施設）事業（県費補助事業：平成11年度）

本箇所は、開渠の排水路で舗装道路との間に段差があったことと、道路沿いに大型自動車の出入りする駐車場があったため、付近の集会施設を利用する歩行者にとって危険な場所でした。

そこで、歩行者の安全を確保するための整備を実施しました。

事業主体：上尾市

事業内容：工事延長 220m（歩車道境界ブロック 220m、集水柵 7 か所）

地区名：菅谷二丁目

事業費：17,500,000 円（うち補助金 7,875,000 円）

⑥ かんがい排水事業（県費補助事業：平成28年度～31年度）

本箇所は、周辺の地盤沈下の影響により、柵渠の著しい沈下や崩壊、水路のり面の破損等が生じ、排水機能や営農環境に支障を来していました。

そこで、既設の柵渠を更新し、排水機能を回復することで、農業生産性の向上を図り、農業経営の安定に期するための整備を実施しました。

事業主体：上尾市

事業内容：工事延長 245.7m（組立柵渠(B型)236.3m）

地区名：中分三丁目地内

事業費：31,682,600 円（うち補助金 9,867,000 円）

#### (4) 農地の多面的機能の維持

農地は、生きていくのに欠かせない食料を生産する場としての役割だけでなく、水源のかん養、豊かな生態系の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能を有しています。

農地の多面的機能を維持・発揮するために、良好な農村環境の維持活動に取り組む地域に対して支援を行っています。

##### ① 多面的機能支援事業（国、県、市補助事業：平成26年度～）

市内の保全会が、農地の多面的機能を支えるために行う共同活動と地域資源の質的向上を図るために行う共同活動を支援します。

事業主体	年度	事業実施面積 (ha)	主な活動内容	交付額 (千円)
平方西部環境保全会	H26	27.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法面の草刈</li> <li>・ 水路の泥上げ</li> <li>・ 年間計画の策定</li> <li>・ 施設の軽微な補修</li> <li>・ 景観形成</li> </ul>	2,493
	H27	27.10		2,493
	H28	27.10		2,493
	H29	27.10		2,493
	H30	27.00		2,419
	H31	26.20		2,410
	R2	26.20		2,410
上平水田環境保全会	H26	16.23		1,493
	H27	16.23		1,493
	H28	16.23		1,493
	H29	16.23		1,493
	H30	16.23		1,493
藤波地区環境保全会	H26	9.69		872
	H27	9.69		872
	H28	9.69		872
	H29	9.69		872
	H30	9.65		843
	H31	9.61		865
	R2	9.61		865
中分地域環境保全会	H26	16.00		1,420
	H27	16.00		1,420
	H28	16.00		1,420
	H29	15.77		1,339
	H30	15.77		1,302
	H31	14.76		687
	R2	14.76		687
瓦葺水田環境保全会	H26	5.08	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法面の草刈</li> <li>・ 水路の泥上げ</li> <li>・ 年間計画の策定</li> </ul>	152
	H27	6.26		187
	H28	6.26		187
	H29	6.26		187
	H30	6.16		172
	H31	6.16		184
	R2	6.16		184

※交付額は国、県、市補助の合計

## (5) 農地の流動化の促進

農地の高度利用を図るためには、基盤整備事業や農道・用排水路の整備といった物理的な環境整備を行うだけでは不十分で、耕作地が分散することにより営農に不便を感じたり、経営面積を拡大する意欲があっても農地の貸し手が見つからないといった状況を改善する必要があります。

上尾市では、農地を貸したい農地所有者と意欲ある担い手の意見をとりまとめることで、担い手への農地の集積を支援しています。

### ① 利用権設定等促進事業（市単独事業：昭和56年度～）

農地を貸したい人と農地を借りたい人の意見を取りまとめた上で、農地の貸し借りの内容を定めた農用地利用集積計画を市が作成します。

市が作成した農用地利用集積計画は、農業委員会による決定が行われた後に公告され、農地に関する利用権の効力が発生します。

利用権設定による農地の貸し借りは、農地法第3条による農地の貸し借りに比べて、貸し借りの期間を明確に定めることが可能であり、手続きが簡略であるといった利点があります。

また、一定の条件を満たす場合には、利用権の設定を受けて耕作を行う方に補助金が交付されます。

交付金額：設定期間3～5年 10,000円/10aあたり  
6～8年 20,000円/10aあたり  
9年～ 30,000円/10aあたり

交付対象者：市内在住の借り手（耕作者）

交付対象地：市内の農業振興地域の農用地区域

令和2年度実績： 1,328,320円

利用権設定等促進事業の実績

単位：ha

	利用権設定面積							
	地目別			設定期間別				合計
	田	畑	その他	3年未満	3～5年	6～9年	10年以上	
平成28年度	1.6	3.1	0	0.2	3.1	1.4	0	2.7
29	18.0	16.0	0	1.4	14.2	2.8	15.6	34.0
30	6.2	6.4	0	0.4	7.8	0.7	3.7	12.6
令和元年	5.2	3.4	0	0.4	3.9	2.1	2.2	8.6
2	3.4	12.9	0	2.7	10.5	1.1	2.0	16.3

※各年度内に設定した面積

② 農地中間管理事業

平成26年度より全国的に実施が始められ、農地の貸し借りを公的機関（中間管理機構）が仲介することで、安心して農地の貸し借りを行える事業として期待されています。

本市でも平方土地改良区において平成29年度より農地中間管理事業を実施しており、令和2年度時点で土地改良区域約25％のうち、約22.6％で事業を利用した農地の貸借を行っています。

今後、他の地域で新たな実施に向けた検討を行っています。

## (6) 地籍調査事業

上尾市は、土地の効率的な運用を図るための基礎的な調査として、国土調査法に基づいて地籍調査を実施してきました。正確な測量によって新たに地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成し、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、位置、形状、地目、面積を記録します。

昭和 45 年度の事業着手以来、現在までに要調査面積 26.67k m<sup>2</sup>のうち 10.56k m<sup>2</sup>の調査が完了しています。

### 国土調査の成果の認証および法務局への送付状況調査

	調査区域名	大字名	測量方式		計画		実績			
			精度	縮尺	面積 (km <sup>2</sup> )	筆数 (筆)	面積 (km <sup>2</sup> )	筆数 (筆)	地籍図 (枚)	地籍簿 (冊)
昭和 45～46年	大谷南部	戸崎、中新井 地頭方、堤崎の各一部	平板 甲3	1/500	1.18	2,138	1.19	1,717	64	4
46～47	上尾西部 第2	吉丁目、地頭方、平方 領々家、上野、平方の各 一部	平板 甲3	1/500	1.70	3,275	1.67	2,586	72	5
47～48	上尾西部 第3	平方、平方領々家、上 野、上野本郷、西貝塚の 各一部	平板 甲3	1/500	1.32	2,620	1.37	2,038	79	5
52～53	上尾西部 第4	平方、西貝塚の各一部	平板 甲3	1/500	0.88	2,978	0.95	1,479	63	2
53～54	上尾西部 第5第6	平方、平方領々家、上 野、地頭方、小敷谷の各 一部	平板 甲3	1/500	1.22	2,757	1.27	2,259	70	6
54～55	戸崎	戸崎、大谷本郷、中新井 の各一部	平板 甲3	1/500	0.88	1,824	0.88	1,459	53	3
60～61	上尾西部 第7	平方、畔吉の各一部	平板 甲3	1/500	1.20	2,500	1.21	1,457	60	3
62～63	上尾西部 第8	平方、小敷谷の各一部	平板 甲3	1/500	0.49	1,230	0.46	689	26	2
平成 元～2	上尾西部 第9	小敷谷、畔吉、領家の各 一部	地上 数値 法	1/500	0.42	1,218	0.42	624	28	3
3～4	上尾西部 第10	畔吉、領家の各一部	地上 数値 法	1/500	0.53	1,054	0.53	798	31	2
5～6	上尾西部 第11	畔吉、小敷谷の各一部	地上 数値 法	1/500	0.32	1,358	0.32	845	21	3
7～8	上尾西部 第12	中分一丁目、畔吉、領家 の各一部	地上 数値 法	1/500	0.12	641	0.13	338	12	4
9～10	上尾西部 第13	中分一丁目、小敷谷、畔 吉の各一部	地上 数値 法	1/500	0.15	576	0.16	656	13	3
計					10.41	24,169	10.56	16,945	592	45

## Ⅱ 担い手の育成と確保

### (1) 認定農業者制度

認定農業者制度は、平成5年に大きく改正された「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」により、それまでの農業経営規模拡大計画の認定制度を拡充して創設されました。

この制度では、市が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想という。）」を定めることで農業者が目標とすべき経営指標を提示し、農業者はこの目標を達成するために自らの創意工夫によって改善に取り組みます。

農業者は今後5年間で取り組もうとする改善の内容を農業経営改善計画にまとめ、市が計画の内容を審査し、内容が適正であると認定すると認定農業者として認められます。

#### 認定農業者の支援措置

- ・ 農地の利用集積の支援（農業委員会による農地の利用調整）
- ・ 税制上の特例（割増償却制度）
- ・ 融資面の配慮（農業経営基盤強化資金等の低利融資制度）
- ・ 経営相談・研修等の実施（県、市等による支援）

#### 上尾市の年度別認定農業者・認定新規就農者 推移

	H28	H29	H30	H31	R2	R3
認定農業者	32	30	30	27	27	27
認定新規就農者	0	0	0	1	1	1

## (2) 農業後継者育成事業

### ① 農業後継者育成確保推進事業（昭和60年度～）

近年、都市化が進行したことで新規就農者の数は年々減少しています。今後も農業の健全な発展・維持を図るためにも、農業後継者の育成・確保が今まで以上に重要になっています。

そこで、農業後継者やその候補が農業に希望を持ち、安心して就農できるよう、農業後継者育成確保推進対策協議会が主体となって農業団体、農業指導機関、教育機関等と連携をとりながら、農業啓発と青年農業者の育成に総合的に取り組んでいます。

事業主体：上尾市農業後継者育成確保推進対策協議会

事業内容：

#### ア 農業体験事業

都市化の進行により、市内の子どもたちの多くは農作業を経験したことがありません。

そこで、市内の小・中学校を対象に、サツマイモの苗を体験学習の教材として配布したり、小学校に通う子どもとその家族を対象に農業体験教室を開催し、野菜の播種から収穫までを実際に体験してもらい、農業の大切さを学んでもらっています。

#### 令和2年度事業実績

実施回数	作物	参加者数
5回	サツマイモ、ダイコン、ジャガイモ、田植え、稲刈り	470人



② 新規就農者支援事業（市単補助）

上尾市は意欲ある農業者の確保と支援をするため、新たに農業を始める者に対して補助を行っています。

ア 新規就農者経営支援補助金（月 5 万円×12 ヶ月）

農業経営に係る必要な経費について 1 カ月当たり 5 万円（最大 12 カ月）を補助します。

イ 新規就農者農業機械等導入補助金（最大 100 万円）

農業用機械取得や施設設置等について、補助対象経費の 2 分の 1 を補助します。  
最大 100 万円（中古品の場合：50 万円）まで

補助対象者：市内認定新規就農者

※その他諸条件あり



### (3) 生産者組織等の育成と支援

市内には、地域や生産物・生産方式の違いをもとにして複数の生産者団体が組織されています。

農業従事者の高齢化や後継者不足により担い手が減少する一方、社会の多様なニーズを反映して栽培品種の多様化や生産物の売り方にも変化がみられる現在、農作業の集団化や協業化を図るだけでなく、生産者同士が生産技術や経営方法等の情報を積極的に共有することが重要です。

そこで、本市は生産者団体の事務局としての活動を通して、地縁的關係や生産物の枠にとらわれず広く生産者同士の交流と発展に資するよう、研修会や情報交換会の開催等による支援を実施しています。

#### ① 上尾市園芸振興協議会運営事業（昭和45年度～）

さいたま農業協同組合および複数の生産団体から構成される協議会で、農業者ひいては生産団体同士の交流を促進することで、生産組織の結束の強化と生産者の技術向上に資することを目的としています。

事業主体：上尾市園芸振興協議会（構成員：さいたま農業協同組合、上尾キウイフルーツ研究会、上尾市施設園芸研究会、上尾梨組合連絡協議会、上尾市ぶどう組合、大石植木生産組合、上尾市花卉園芸研究会、上尾市農産物直売組合）

事業内容：園芸作上尾一選抜圃場審査（促成栽培トマト、梨「幸水」、ブドウ「巨峰」、キウイフルーツ）、栽培技術研修会、情報交換会等

事業費： 438,000円（うち補助金 243,000円）（令和2年度）

#### ② うまい米づくり推進対策事業（平成3年度～）

さいたま農業協同組合および市内の稲作農家で構成される協議会で、栽培技術や作付スケジュールに関する講習を行うことで、稲作経営の安定的かつ計画的な発展に資することを目的としています。

事業主体：上尾市うまい米づくり促進協議会

事業内容：さいたま農林振興センターによる栽培講習会の開催等

事業費： 45,000円（うち補助金 45,000円）（令和2年度）

#### ③ 上尾市農業女性連絡協議会運営事業（平成4年度～）

生産農家の女性たちで構成される協議会で、農業経営において大きな役割を果たす女性たちのさらなる活躍を推進することで、農業の生産性の向上や健康でゆとりのあるふるさとづくりに資することを目的としています。

事業主体：上尾市農業女性連絡協議会

事業内容：食品加工講習会、講演会、情報交換会、先進地視察研修等

事業費： 15,205円（うち補助金 15,205円）（令和2年度）

※新型コロナウイルス感染症の為、事業自粛

市内生産団体等一覧

(令和4年3月現在)

名 称	加入者数	設立年	概 要
上尾市農業後継者育成確保推進対策協議会	11名	昭和59年	近年における農業後継者の減少傾向にあたり、農業団体、教育機関等と協力し、農業後継者の育成確保を推進する。
上尾市園芸振興協議会	8団体	昭和45年	市内の園芸作物生産団体及びさいたま農業協同組合と相互の連絡協調により、先進地視察、園芸作上尾一の圃場審査、各種生産団体補助、各種研修等を通じて園芸作物農家の技術向上と農業経営の安定と発展を目指す。
上尾市中核農業者協議会	71名	昭和52年	中核農家及び自立経営農家の育成を図るとともに、近代的農業の振興を推進し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。
上尾キウイフルーツ研究会	12名	昭和55年	キウイフルーツ栽培の研究を行い、もって営農活動の促進を図り、地域農業の発展を図ることを目的とする。
上尾市施設園芸研究会	9名	昭和40年	施設等により、野菜等の育苗又は栽培を行う農業者をもって組織され、会員相互の協調により、技術の取得、知識の向上、農業経営の合理化等を推進し、地区内農業経営の発展に資することを目的とする。
農事組合法人上尾市農産物直売組合	5団体	昭和50年	組合員の農業生産についての協業を図ることにより、その生産性を向上させ共同の利益を増進することを目的とする。
上尾市農業女性連絡協議会	22名	平成4年	生産農家の女性で組織され、女性の社会的・経済的評価と地位向上を図り、健康でゆとりある明るく住み良いふるさとづくりを推進することを目的とする。
上尾市酪農協会	3名	昭和32年	酪農を営む者で組織され、酪農事業の振興発展を図り、経済状態を改善して社会的地位を高めることを目的とする。
上尾市ぶどう組合	16名	昭和48年	組合員相互の連絡を密にし、技術の習得、知識の向上、農業経営の合理化等を推進し、農家経済の増段を期することを目的とする。
上尾梨組合連絡協議会	15名	昭和34年	会員相互の協調により、梨栽培技術の向上及び販売対策の推進を図ることを目的とする。

名 称	加入者数	設立年	概 要
大石植木生産組合	8名	昭和44年	共同して苗木栽培の振興に努め、組合員の福利増進を図ることを目的とする。
菅谷水利組合	48名	昭和50年	主に上平西部地区の水路利用者、水田を所有している農家で構成され、各用水機場の点検修理、用排水路の清掃、藻刈り等を実施し農用地の利用条件の向上を図ることを目的とする。
上平第一水利組合	59名	昭和35年	主に上平東部地区の水路利用者、水田を所有している農家で構成され、各用水機場の点検修理、用排水路の清掃、藻刈り等を実施し農用地の利用条件の向上を図ることを目的とする。
大石土地改良区第一水利組合	47名	昭和51年	主に藤波地区の水路利用者、水田を所有している農家で構成され、各用水機場の点検修理、用排水路の清掃、藻刈り等を実施し農用地の利用条件の向上を図ることを目的とする。
大石土地改良区第二水利組合	32名	昭和51年	主に大石北部の地区の水路利用者、水田を所有している農家で構成され、各用水機場の点検修理、用排水路の清掃、藻刈り等を実施し農用地の利用条件の向上を図ることを目的とする。
大石土地改良区第三水利組合	37名	昭和51年	主に大石南部地区の水路利用者、水田を所有している農家で構成され、各用水機場の点検修理、用排水路の清掃、藻刈り等を実施し農用地の利用条件の向上を図ることを目的とする。
畔吉本村排水路管理組合	54名	平成3年	農村地域の生活環境の改善のために整備した排水路を地元農家が連携して管理し、農用地の利用条件の向上を図ることを目的とする。
平方土地改良区	55名	昭和30年	主に平方地区内の農業者で構成され、農作物の生産性の向上、及び土地改良事業によって造成された施設の維持管理を行い、農用地の利用条件の向上を図ることを目的とする。

### Ⅲ 農業経営の支援

#### (1) 助成制度一覧

本市では、農業者による先進的な取り組みや経営規模の拡大を支援するため、機械や施設を整備するのに必要な経費の一部を補助しています。

##### ① 施設園芸規模拡大改善事業（昭和52年度～）

施設園芸農家の生産性および技術の向上を推進するため、ガラス温室等の新改築および機械等の導入に要する経費の一部を補助することで、経営者の負担の軽減と経営の安定化に資するよう取り組んでいます。

補助対象者：市内農業者

補助率：補助対象経費の20%以内

補助限度額：200万円

	件数	総事業費(円)	補助金(円)	事業の内容
平成28年度	2	16,294,311	2,990,000	パイプハウス設置工事等
29	10	20,943,549	4,185,000	温風機工事、パイプハウス設置工事等
30	7	9,703,839	1,753,000	ハウスカーテン張替工事、ハウス改修工事、二酸化炭素発生装置設置工事等
31	6	5,082,482	987,000	暖房機設置工事、自動カーテン制御盤設置工事等
令和2年度	5	4,417,176	868,000	ハウスカーテン改修工事、水中ポンプ設置工事等

##### ② 栽培管理用機械導入及び施設設置事業（昭和53年度～）

生産者組織が共同で利用する農業用機械の導入や施設の設置に要する経費の一部を補助することで、生産性の向上や経営の合理化に資するよう取り組んでいます。

補助対象者：市内生産者組織

補助率：補助対象経費の3分の1以内

補助限度額：—

	件数	総事業費(円)	補助金(円)	事業の内容
平成28年度	1	1,800,000	600,000	田植機
29	1	2,757,000	919,000	玄米・白米用光選別機
30	1	4,403,100	1,404,000	トラクター
31	1	1,980,000	660,000	スピードスプレイヤー
令和2年度	1	2,138,400	712,000	スピードスプレイヤー

③ 総合防除網等設置事業（昭和52年度～）

果樹等の栽培農家が防鳥網や飛散防止網等を設置するのに要する経費の一部を補助することで、農作物への鳥獣害や農地周辺への農薬の飛散を最小限に抑え、農業者の経営安定や都市住民との共生に資するよう取り組んでいます。

補助対象者：市内農業者

補助率：補助対象経費の3分の1以内

補助限度額：—

	件数	総事業費（円）	補助金（円）	事業の内容
平成28年度	3	721,822	239,000	防鳥網、飛散防止網
29	2	1,859,630	619,000	天窓防止ネット
30	3	1,128,200	375,000	電気柵、防風網等
31	5	2,196,864	709,000	飛散防止網、防鳥網等
令和2年度	—	—	—	—

④ 畜産経営規模拡大改善事業（平成5年度～）

畜産経営農家が経営規模を拡大するために行う施設の設置および機械の導入に要する経費の一部を補助することで、経営者の負担の軽減と経営の安定化に資するよう取り組んでいます。

補助対象者：市内畜産農家

補助率：補助対象経費の20%以内

補助限度額：200万円

	件数	総事業費（円）	補助金（円）	事業の内容
平成28年度	—	—	—	—
29	1	5,200,000	1,040,000	飼料用ミキサー
30	3	3,016,764	602,000	モアコンディショナー、マルチロータリー管理機、ハンマーナイフモア
31	—	—	—	—
令和2年度	1	848,925	169,000	ディスクモア

⑤ 畜産経営栽培管理用機械導入及び施設設置事業（昭和53年度～）

生産者組織が共同で利用する畜産用機械の導入や施設の設置に要する経費の一部を補助することで、生産性の向上や経営の合理化に資するよう取り組んでいます。

補助対象者：市内畜産団体

補助率：補助対象経費の3分の1以内

補助限度額：—

	件数	総事業費（円）	補助金（円）	事業の内容
平成28年度	—	—	—	—
29	—	—	—	—
30	—	—	—	—
31	—	—	—	—
令和2年度	—	—	—	—

⑥ 基幹牛導入事業（昭和52年度～）

畜産経営農家が優良系統牛を導入するのに要する経費の一部を補助することで、品質向上と農家の経営安定に資するよう取り組んでいます。

補助対象者：市内酪農家

補助率：補助対象経費の10%以内

補助限度額：—

	件数	総事業費（円）	補助金（円）	事業の内容
平成28年度	—	—	—	—
29	—	—	—	—
30	1	595,706	59,000	1頭導入
31	—	—	—	—
令和2年度	1	110,000	11,000	1頭導入

⑦ 牛改良増殖事業

畜産経営農家が人工授精により優良系統牛を増殖するのに要する経費の一部を補助することで、品質向上と農家の経営安定に資するよう取り組んでいます。

補助対象者：市内酪農家

補助率：補助対象経費の2分の1以内

補助限度額：—

	件数	総事業費(円)	補助金(円)	事業の内容
平成28年度	4	802,000	324,000	精液90本の人工授精を実施
29	4	811,590	324,000	精液89本の人工授精を実施
30	5	709,000	324,000	精液90本の人工授精を実施
31	4	704,070	342,000	精液85本の人工授精を実施
令和2年度	5	741,000	342,000	精液90本の人工授精を実施

⑧ 特定疾病自衛防疫予防接種事業（昭和52年度～）

畜産経営農家が家畜伝染病予防法に基づき法定伝染病および届出伝染病の予防接種を行うのに要する経費の一部を補助することで、畜産経営の健全な発展に資するよう取り組んでいます。

補助対象者：市内酪農家

補助率：補助対象経費の2分の1以内

補助限度額：—

	件数	総事業費(円)	補助金(円)	事業の内容
平成28年度	3	15,400	7,700	結核、ブルセラ病、ヨーネ病（各11頭）
29	5	209,600	104,800	結核、ブルセラ病（各114頭）、ヨーネ病（117頭）、白血病（68頭）
30	5	45,500	22,000	結核、ブルセラ病、ヨーネ病（各27頭）、白血病（11頭）
31	5	31,600	15,800	結核、ブルセラ病（各20頭）ヨーネ病（21頭）、白血病（4頭）
令和2年度	5	32,100	16,050	ウイルス性下痢、ヨーネ病、白血病（各28頭）

⑨ 酪農ヘルパー利用補助事業

畜産経営農家が酪農ヘルパーを利用するのに要する経費の一部を補助することで、拘束時間の長い畜産経営農家のゆとりある生活の確保と経営の安定的発展に資するよう取り組んでいます。

補助対象者：市内酪農家

補助率：補助対象経費の1/3以内

補助限度額：—

	件数	総事業費(円)	補助金(円)	事業の内容
平成28年度	2	726,126	242,042	搾乳、畜舎の清掃等に補助 (利用日数33日)
29	1	741,763	222,000	搾乳、畜舎の清掃等に補助 (利用日数30日)
30	1	675,627	222,000	搾乳、畜舎の清掃等に補助 (利用日数32日)
31	3	984,060	222,000	搾乳、畜舎の清掃等に補助 (利用日数45日)
令和2年度	3	807,575	269,000	搾乳、畜舎の清掃等に補助 (利用日数35日)

⑩ 農業近代化資金利子補給事業（昭和37年度～）

生産者が生産施設等の拡充を図るため、農協等の金融機関から農業近代化資金の融資を受ける際、利子の一部を補給することで、生産者の負担の軽減と経営の安定化に資するよう取り組んでいます。

貸付対象者：認定農業者等、認定新規就農者 等

貸付限度額：1,800万円（個人）・2億円（法人・団体）

融 資 率：原則貸付対象事業の80%以内

利子補給率：年利1.5%に相当する額の範囲内

償 還 期 限：原則15年。償還期限はあくまで上限。実際には施設の耐用年数等を考慮して決定。

	新規貸付件数	貸付額（円）	市の利子補給額（円）
平成28年度	1	17,820,000	1,323,648
29	—	—	1,115,073
30	—	—	940,959
31	—	—	774,585
令和2年度	—	—	628,596

⑪ 農業経営基盤強化資金利子補給事業（平成8年度～）

認定農業者が、自身の農業経営改善計画に即した規模拡大その他の経営発展を図るため、農協等の金融機関から資金の融資を受ける際、利子の一部を補給することで、生産者の負担の軽減と経営の安定化に資するよう取り組んでいます。

貸付対象者：認定農業者

貸付限度額：3億円（個人）10億円（法人）

融 資 率：100%

貸 付 利 率：0%（貸付当初5年間）

償 還 期 間：25年以内

	新規貸付件数	貸付額（円）	市の利子補給額（円）
平成28年度	—	—	83,082
29	—	—	75,434
30	—	—	68,950
31	—	—	62,467
令和2年度	—	—	58,506

※市の利子補給額は、過去の償還が完了していないものの額。

## IV市民と農業の交流

### (1) 農業イベントの開催

市民の間では、余暇時間の増加や健康志向の高まり、価値観の多様化等により、安心・安全な地元産農産物への志向や、余暇時間のレクリエーションとしての農業体験への関心が高まりをみせています。

上尾市は、市民と農業が直接ふれあう機会を提供することで、農業への理解と関心を醸成するとともに、地元産農産物の消費拡大や農業者の所得増大が図れるよう取り組んでいます。

また、上尾市が主催・共催で開催する農業イベントでは、上尾市農産物直売組合を中心とする各種生産者団体が出店し、農業者による地元産農産物の対面販売を行うことで、市民と農業者が直接ふれあう場を提供しています。

#### ① あげおアグリフェスタ（平成5年度～）

市民と農業者の交流の場として、毎年秋に開催しています。さいたま農業協同組合、生産者団体、農業関連団体に加え、各種協定自治体の協力のもとに実施されています。

	開催日	開催場所	来客数	出店数
平成28年度	11月12日、13日	市民体育館	90,000	24
29	11月11日、12日	市民体育館	90,000	25
30	11月10日、11日	市民体育館	93,000	26
31	11月9日、10日	市民体育館	97,000	26
令和2年度	中止			

※来客者数は、同時開催の「あげお祭り」と「あげお工業フェア」の合計



## ② 農産物共進会

「あげおアグリフェスタ」と同時に「農産物共進会（農産物品評会）」を開催し、穀しゆく類・根菜類・野菜類・果実類・花卉類について、広く市内の生産者からの出品を募り、優秀な作物を生産した農業者を表彰することで、生産意欲の向上と農業振興に取り組んでいます。

	開催日	開催場所	出品数
平成 28 年度	11 月 12 日、13 日	市民体育館	418
29	11 月 11 日、12 日	市民体育館	360
30	11 月 10 日、11 日	市民体育館	448
31	11 月 9 日、10 日	市民体育館	448
令和 2 年度	中 止		

## ③ あげお朝市（夕市）

上尾駅自由通路において、上尾市農産物直売組合を中心とする農業者による地元産農産物等の対面販売を実施しています。新鮮で安心・安全な地元産農産物を PR することで、地産地消の推進に取り組んでいます。

（野菜、卵のほか、季節の花や果実、ジェラートアイス、手作りまんじゅう（4・5・6 月のみ）の販売）

	開催日	開催場所	来客数	出店数
平成 28 年度	毎月第 4 土曜日（夕市 2 回）	上尾駅自由通路	11,019	111
29	毎月第 4 土曜日（夕市 2 回）	上尾駅自由通路	11,523	113
30	毎月第 4 土曜日（夕市 2 回）	上尾駅自由通路	9,083	93
31	毎月第 4 土曜日（11 回） （夕市 3 回）	上尾駅自由通路	8,532	106
令和 2 年度	毎月第 4 土曜日（8 回） （夕市 5 回）	上尾駅自由通路	3,472	59

## ④ 軽トラ・ファーマーズマーケット（令和 2 年度～）

地産地消の推進と農業者の新たな販路による顧客拡大のため、市内のイベント広場や公園等において、軽トラックの荷台を販売台として農業者自ら花や果実、野菜を販売しています。

	開催月	開催場所	来客数	出店数
令和 2 年度	11 月、12 月	上尾駅西口 イベント広場	468	13

## (2) 農業体験

市民の余暇時間の増大や健康志向を背景に、子どもの教育や高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で農業体験に対する都市住民の関心が高まっています。上尾市は、各種の法律に基づく市民農園の整備や開設の支援を通して市民が農業にふれあう場を提供しています。

### 市民農園制度の概要

市民農園には、利用者に農地を区画貸しする貸し農園タイプと、農地の貸し借りを伴わずに開設者の指導管理のもとに農作業を行う農園利用タイプの2種類があります。

さらに、開設者がだれで、貸し農園タイプと農園利用タイプのどちらのタイプで開設するか、また、どこで開設するかによって適用法令が異なるため、主に4種類に分類できます。

農園利用契約	開設者(農業者)が自らの農業経営の一環として、開設者の指導・管理のもとに利用者が作付けや収穫など農作業を行うタイプの農園です。農地の管理や農業経営の方針決定等は開設者が行う必要があります。
特定農地貸付法	農地を所有していれば、誰でも開設できる市民農園です。市との貸付協定の締結や農業委員会での承認を受ける必要があります。 また農地を所有していない者(企業・NPOなど)でも、農地中間管理機構から農地の使用権利を受けることができれば、市民農園を開設できる特例もあります。
市民農園整備促進法	特定農地貸付法方式のうち、さらに施設(駐車場や休憩施設など)を整備する場合には、「市民農園整備促進法」によって開設できます。 この法以外で施設を整備する場合は、農業委員会で農地転用の許可が必要です。
都市農地貸借法方式	市街化区域内の農地のうち、生産緑地で開設できる新たな仕組みです。市民農園の開設者が、農地の所有者及び市町村と協定を締結した上で農業委員会からの特定都市農地貸付けの承認を受けます。これにより相続税納税猶予を受けている生産緑地でも、納税猶予を受けたまま貸すことができます(税務署への届出が必要)。

① ふれあい農園運営事業（平成5年度～）

さいたま農業協同組合が開設主体の貸し農園タイプ（特定農地貸付法）の市民農園で、市内では7か所で開設されています。

市民農園名称：ふれあい農園

開設者：さいたま農業協同組合

地区	農園所在地		区画数
上尾	1	上尾市日の出四丁目 548-1	54
		上尾市日の出四丁目 549-1	
	2	上尾市日の出四丁目 531-1	24
	3	上尾市日の出四丁目 533-1	38
上尾市日の出四丁目 534-1			
上平	4	上尾市南 37-1	24
原市	5	上尾市大字原市 3308	38
		上尾市大字原市 3309-1	
		上尾市大字原市 3312-1	
大石	6	上尾市大字畔吉 1084-1	23
	7	上尾市大字畔吉 63-1	34

② 市民農園整備運営事業（国庫補助事業：平成11年度～）

上尾市が開設主体となる貸し農園タイプ（市民農園整備促進法）の市民農園で、平成11年度に国庫補助事業（市民リフレッシュ農園緊急整備事業）を利用して、約1haの農園を整備しました。

市民農園名称：アグリプラザ平塚

開設者：上尾市

農園所在地：上尾市大字平塚 1516 番地ほか

区画数： 30㎡ 236区画 年 12,000円  
 50㎡ 40区画 年 20,000円  
 6㎡ 8区画 年 2,400円(福社区画)  
 578㎡ 1区画 (体験教室用)

付帯設備：管理棟（事務室、休憩室、研修室、農機具庫）  
 駐車場 59台

③ 農業体験農園開設事業（市単独補助事業：平成 26 年度～）

上尾市では、農業者等が開設主体となる農園利用タイプの市民農園が平成 21 年度に市内で初めて開設され、現在 2 か所の市民農園が運営されています。

なお、平成 26 年度より、農園利用タイプの市民農園を開設する場合の施設整備等に要する経費の一部を補助しています。

補助対象者：農業者等

補 助 率：経費の 1/2

補助限度額：100 万円

農業体験農園開設場所

	名称	所在地	区画数
1	農業王国榎本体験農園	上尾市中分 2 丁目	80
2	ファミリー農園菜園倶楽部	上尾市平塚 1 丁目	40

※区画数は令和 4 年 3 月末時点の情報です。

